

基本計画部会第 2 ワーキンググループ第 1 回会合で  
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	国立社会保障・人口問題研究所
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	2 ( 3 ) 社会保障給付費について、各種国際基準や SNA との整合性に関する平成 21 年度における検討の進捗状況についてご教示いただきたい。
回 答	<p>平成 21 年度より、各種の国際基準や SNA に基づく統計との整合性に関する検討を開始し、ILO の新しい調査である Social Security Inquiry (以下、SSI という。)の動向や SNA との関係などを整理するとともに、その進捗状況を当研究所の機関誌等で公表した(公表内容の詳細については〔別添 4〕を参照。主として、SSI の動向は「社会保障費の各種国際基準の動向」の 1. に、SNA との関係は同じく の 2. にそれぞれ記載している)。</p> <p>また、社会保障費用統計に関する国際会議(社会支出統計専門家会議及び年金専門家会議：平成 21 年 11 月に、OECD 韓国合同地域センター(RCHSP)と ILO が共同開催)に参加して情報収集などを行った。</p>

## 社会保障費用の国際比較統計

—各国際機関における整備の状況—

国立社会保障・人口問題研究所 企画部

### はじめに

平成19年度「社会保障給付費」(平成21年10月22日公表)<sup>1)</sup>では、【付録】としてOECD基準の社会支出の国際比較を掲載した。元データであるOECD Social Expenditure Database (以下SOCXと略)は昨年2008年11月に公開された2008年版が最新であり、2005年分まで国際比較が可能である。既に昨年の平成18年度「社会保障給付費」において2008年版の結果を収録したが、その後日本およびその他の国々において、若干の数値変更が生じた。日本については、国民所得、国内総生産の値が更新されるとともに、「積極的労働政策」の数値について1999-2001年分、および2001年の「高齢」「遺族」と「障害、業務災害、傷病」の数値が更新された。その他の国についても、社会支出ならびに国民所得、国内総生産の値が更新された箇所がある。こうした数値更新はインターネットで提供されているデータベースの特徴であり、SOCXは、同じ2008年版であっても、公表後訂正があれば随時更新されるという仕組みによるものである<sup>2)</sup>。

本稿では、まずIで平成19年度「社会保障給付費」【付録】に掲載した国際比較について、データ出所となったOECD基準のSOCX 2008年版の内容を中心に解説する。つぎにIIでは、社会保障給付費の基幹統計化に向けての課題として「各種の国

際基準に基づく統計との整合性の向上」が指摘されたことを踏まえて、当研究所における調査検討の中間報告として、各種国際基準のうち、ILOの新しい調査であるSocial Security Inquiry (以下SSIと略)、および国民経済計算 (以下SNAと略)の動向について述べる。

### I OECD基準の社会支出の国際比較<sup>3)</sup>

OECD基準のSOCX 2008年版は、9つの政策分野別分類から成る社会支出について公的支出、義務的私的支出、任意私的支出の三層構造<sup>4)</sup>別に、OECD加盟30カ国の1980年から2005年までのデータを収録している<sup>5)</sup>。

#### 1. 公的支出と義務的私的支出についての6カ国データ

社会保障給付費公表資料【付録】に掲載している数値は、SOCXにおける支出の三層構造のうち「公的社会支出」「義務的私的私社会支出」の「計」である。後者の「義務的私的私社会支出」については、日本の場合を例にすれば、「高齢」として厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、農業者年金基金、「障害・業務災害・傷病」には自動車賠償責任保険が含まれている<sup>6)</sup>。

表1に【付録】のバックデータとして、6カ国の政策分野別の「公的」「義務的私的」別にみた支出

表1 6カ国の社会支出 (2005年)

政策分野	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス		スウェーデン	
	金額 (億円)	割合	金額 (百万ドル)	割合	金額 (百万ポンド)	割合	金額 (百万ユーロ)	割合	金額 (百万ユーロ)	割合	金額 (百万ユーロ)	割合
高齢	451,194	46.9%	646,343	32.6%	82,938	30.0%	251,876	40.3%	189,175	37.3%	262,197	32.1%
公的	433,678	45.1%	646,343	32.6%	76,059	27.5%	251,876	40.3%	187,373	36.9%	262,197	32.1%
義務的私的	17,515	1.8%	-	-	6,879	2.5%	-	-	1,802	0.4%	-	-
計	64,817	6.7%	92,409	4.7%	2,497	0.9%	8,426	1.3%	32,334	6.4%	17,084	2.1%
公的	64,817	6.7%	92,409	4.7%	2,497	0.9%	8,426	1.3%	32,334	6.4%	17,084	2.1%
義務的私的	-	-	-	-	-	-	-	-	1,819	0.4%	-	-
障害、業務災害、傷病	44,376	4.6%	179,462	9.1%	30,333	11.0%	66,188	10.6%	34,192	6.7%	164,533	20.2%
公的	35,269	3.7%	156,779	7.9%	29,937	10.8%	42,068	6.7%	31,794	6.3%	153,233	18.8%
義務的私的	9,107	0.9%	22,683	1.1%	397	0.1%	2,399	0.4%	2,399	0.5%	11,300	1.4%
計	317,950	33.1%	867,872	43.8%	87,566	31.6%	172,136	27.5%	134,682	26.6%	185,201	22.7%
公的	317,950	33.1%	867,872	43.8%	87,566	31.6%	172,136	27.5%	134,682	26.6%	185,201	22.7%
義務的私的	-	-	848,297	42.8%	87,566	31.6%	172,136	27.5%	134,682	26.6%	185,201	22.7%
計	40,735	4.2%	75,040	3.8%	40,020	14.5%	49,860	8.0%	51,839	10.2%	87,865	10.8%
公的	40,735	4.2%	75,040	3.8%	40,020	14.5%	49,860	8.0%	51,839	10.2%	87,865	10.8%
義務的私的	-	-	-	-	-	-	1,235	0.2%	23	0.0%	-	-
積極的労働政策	12,775	1.3%	14,793	0.7%	6,580	2.4%	21,716	3.5%	15,446	3.0%	35,348	4.3%
公的	12,775	1.3%	14,793	0.7%	6,580	2.4%	21,716	3.5%	15,446	3.0%	35,348	4.3%
義務的私的	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	16,859	1.8%	36,562	1.8%	6,325	2.3%	37,058	5.9%	29,402	5.8%	32,894	4.0%
公的	16,859	1.8%	36,562	1.8%	6,325	2.3%	37,058	5.9%	29,402	5.8%	32,894	4.0%
義務的私的	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅	-	-	-	-	18,130	6.6%	13,765	2.2%	13,952	2.8%	14,775	1.8%
公的	-	-	-	-	18,130	6.6%	13,765	2.2%	13,952	2.8%	14,775	1.8%
義務的私的	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活保護その他	13,285	1.4%	69,418	3.5%	2,347	0.8%	4,697	0.8%	6,195	1.2%	16,432	2.0%
公的	13,285	1.4%	69,418	3.5%	2,347	0.8%	4,697	0.8%	6,195	1.2%	16,432	2.0%
義務的私的	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	961,991	100.0%	1,981,900	100.0%	276,735	100.0%	625,722	100.0%	507,217	100.0%	816,328	100.0%
公的	935,369	97.2%	1,939,641	97.9%	266,335	96.2%	600,367	95.9%	501,175	98.8%	805,028	98.6%
義務的私的	26,622	2.8%	42,259	2.1%	10,400	3.8%	25,355	4.1%	6,042	1.2%	11,300	1.4%
国民所得 (D)	3,658,783		9,861,775		982,795		1,668,030		1,248,449		1,948,189	
国内総生産 (E)	5,031,867		12,180,800		1,269,844		2,243,200		1,726,068		2,735,218	
対国民所得比社会支出												
社会支出計												
うち公的	26.3%		20.1%		28.2%		37.5%		40.6%		41.9%	
うち義務的私的	25.6%		19.7%		27.1%		36.0%		40.1%		41.3%	
うち義務的私的	0.7%		0.4%		1.1%		1.5%		0.5%		0.6%	
対国内総生産比社会支出												
社会支出計	19.1%		16.3%		21.8%		27.9%		29.4%		29.8%	
うち公的	18.6%		15.9%		21.0%		26.8%		29.0%		29.4%	
うち義務的私的	0.5%		0.3%		0.8%		1.1%		0.4%		0.4%	

出所：OECD Social Expenditure Database 2008ed.

国民所得、国内総生産：日本は内閣府「平成21年度国民経済計算年報」、それ以外の国は「OECD National Accounts」を使用し、社会支出の会計年度にあわせてアメリカは(10～9月)イギリス(4～3月)となるよう、再計算した。

額、および対国民所得比、対国民総生産比の社会支出割合を示した。

## 2. OECD諸国の社会支出の詳細データー政策分野別「家族」の国際比較

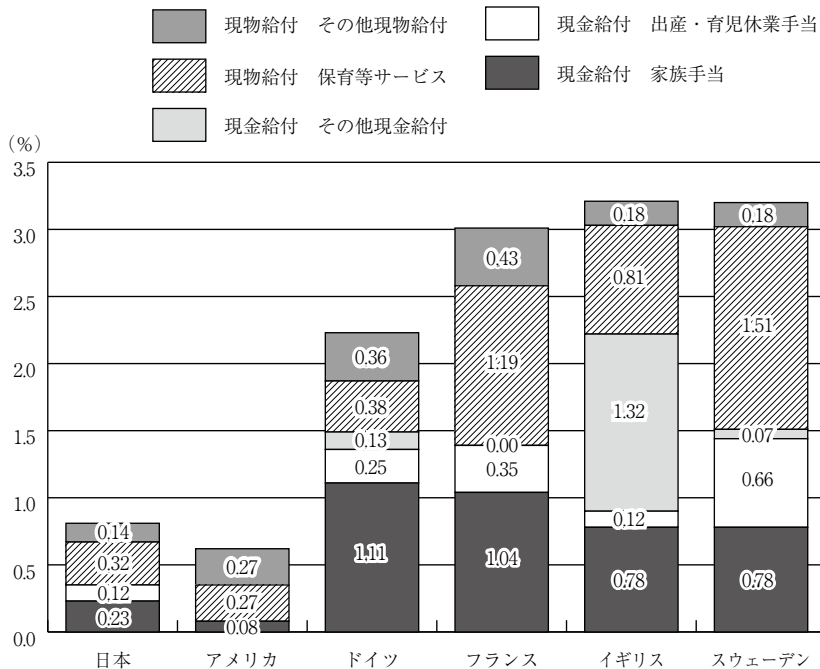
SOCX2008年版は2008年11月の公表当初は政策別分類の大項目のみ公表していたが、その後詳細分類についても公表された。これにより、「現物」「現金」の支出タイプ別、さらに「現物」「現金」の制度内訳まで、各国のデータが得られる。この詳細分類を使った国際比較の一例として図1に政策分野で「家族」の比較を示している。欧州4カ国を比較してみると、現物給付と現金給付の比重に各国の特徴がみられる。フランスとスウェーデンでは現物給付の保育等サービスの比重が大きい。他方、ドイツ、イギリスでは現金給付の割合が大きい、その内訳をみるとドイツは家族手当、イギリスはその他現金給付の割合が大きいと

いう違いがある。イギリスのその他現金給付には、Child Tax CreditやWorking Tax Creditが計上されている。そのほか、現金給付うち出産・育児休業手当については、スウェーデンにおいて現金給付の半分程度と大きな割合を占める点特徴的である。

このようにOECD諸国の社会支出の詳細データが得られることにより、本稿で例示した「家族」の分野にとどまらず、それぞれの政策分野における各国の取組みの実情を、支出別に制度内訳にまで踏み込んで比較分析することが可能となるため、今後のわが国の社会支出のあり方を考える上でも非常に有用である。

## II 社会保障費の各種国際基準の動向

平成21年3月13日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」



資料：OECD Social Expenditure Database 2008ed.

図1 各国の「家族」支出の対GDP比の比較（2005年）

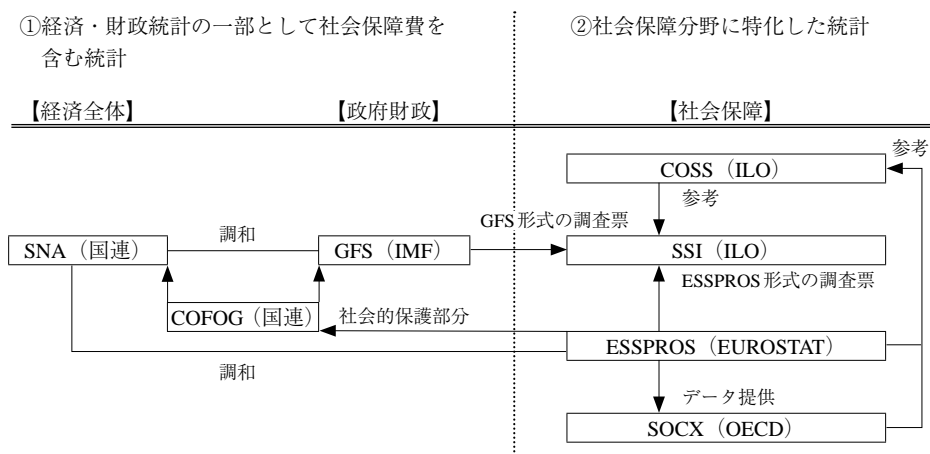
と略)では、社会保障給付費を基幹統計として整備する方針が示されている。そして基幹統計としての指定に際しては、「各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上」に向けた検討の状況等を踏まえることとされている。国際基準に基づく社会保障統計とは、各国の社会保障給付および財源を一定の定義のもとに収集し比較可能とした統計であり、①経済・財政統計の一部として社会保障費を含む統計、②社会保障分野に特化した統計、の2つに分類できる。前者にはSNA、GFS (政府財政統計)、後者にはILO、OECD、EUROSTATの3つの国際機関が作成している統計が含まれるが(図2)、本稿では各種の国際基準のうち、ILOによるSSIとSNAを取り上げ、その動向について整合性の向上という観点から現状と課題について解説する。

なお、こうした「各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上」のほかにも、社会保障給付費の集計作業をめぐる幾つかの検討課題があり、基幹統計としての整備を契機に、できる限りその改善に取り組むこととしているが、その詳細については別稿(季刊社会保障研究第45巻第3号「動向」)で取り上げる。

### 1. ILOのSocial Security Inquiry について

「社会保障給付費」では例年付録としてOECD基準の社会支出の国際比較を掲載している。かつて平成14年度「社会保障給付費」公表資料まではILO基準による国際比較を掲載していたのであるが、ILOによる国際比較の年次更新が行われず、古い比較となってしまったため、平成15年度「社会保障給付費」よりOECD基準の比較を掲載し現在に至っている。ILOは2005年に調査形式を一新してSSIを開始した。しかし、2009年11月現在、SSIの調査結果を一般公開するまでには準備が進んでいない。ただし、ILOのホームページ<sup>7)</sup>においては、社会保障支出データベースや社会保障制度データベース(Social Security Database - Programmes and Mechanisms)としてCOSS(社会保障給付費)やSSIで収集したデータが一部使われている。

ILO総会で社会保障の全世界的な普及<sup>8)</sup>をうたっており、他の国際機関(WHOやUNICEF、UNDP、WBなど)と共同で開発援助の視点から社会保障の最低水準の整備を進めるために各国の基礎的データの収集が継続的に実施されている。したがってSSIのパイロットスタディは、発展途上国



出所：国立社会保障・人口問題研究所(2008) p.95 図2を転載。

図2 社会保障費統計の関係

を中心にILOの援助で実施された。ILOの担当者  
の説明によると、フランス政府の援助による南東  
欧州の社会保護強化プロジェクト<sup>9)</sup>の援助で初期  
発展をとげ、その後オランダ政府が資金援助し  
ILO社会保障データベースが構築された。一方、  
先進諸国についてはすでにOECDやEUROSTATが  
それぞれの社会支出および社会保護支出を構築し  
ていたことから、類似のデータベースとしてILO  
の新たなデータベース (SSI) への参加を消極的に  
させた。しかし、SSIは費用統計のみならず、財務  
統計や各種制度内容や受給者数などの広範なデー  
タを国際的に統一させて収集しようとしており、  
ILOはOECD諸国についてはSOCXを、またEU諸  
国については社会保護支出データ (以下ESSPROS  
と略) をSSIに組み込めるように配慮している。今  
後SSIの整備が先進諸国においても進めば、アメ  
リカや中国など日本にとって経済的に関係の深い  
国々を網羅するデータベースとして存在価値は高  
まるものと期待できる。また、OECDの社会支出  
には収入面での情報の収集が欠如しているため、  
社会保障財源の国際比較ができない。SSIは支出  
と収入の両方を収集するように設計されており総  
合的な政策比較が可能となる。

(1) SSIとこれまでのILO基準との違いー各種  
国際基準との整合性の向上に一層の配慮

ILOは第19次基準よりOECDとの連携に配慮し  
た改定を行ってきたが、新たなSSI調査において  
は、これまで以上にSNA、GFS、ESSPROS等の各  
種国際基準との連携が強化された。調査票は、①  
財政を所管する組織用、②社会保障制度を所管す  
る組織用、③社会保障制度を実施する機関用の三  
つの形式に分かれている。②では社会保障のリス  
ク・ニーズの定義に照らして含まれる制度を列举  
し、その上でそれらの制度の実施機関を回答する  
ようになっている。そして実施機関に対して③の  
調査票を配布し、収支決算や給付の受給者等の情

報を回答する形式になっている。

社会保障のリスク・ニーズとして、SSI基準に追  
加されたのは基礎教育給付と免税措置である。基  
礎教育には就学前教育や義務教育における低所得  
者対策費が含まれ、授業料や給食費の補助や教科  
書購入助成または無料配布などが想定されている  
が、高等教育後の奨学金などは含まれない。  
OECDのSOCX 2007edition から家族政策分野に就  
学前教育費の計上が始まったことも、SSIと同様の  
流れを反映している。社会保障において、特定の  
個人や世帯への免税措置や社会保障給付の課税  
所得への不算入は、租税支出 (Tax Expenditure)  
すなわち逸失歳入である<sup>10)</sup>。財政当局としては本  
来その制度がなかったら得られたであろう税収が  
得られなかったのであるから、免税措置をうけた  
個人や世帯に対して見えざる給付をしたことと同  
じとの認識がある。しかし、給付制度を所管する  
役所としては、予算措置にも計上されないこの種  
の政策は給付としては認識されない。その一方  
で、先進諸国では共通して財源確保の難しさから  
租税支出が政策の一翼を担うようになった。税制  
改革の議論のたびに、所得再分配をその存在意義  
とする社会保障政策の視点から累進課税の下では  
所得控除は所得格差を拡大するとの懸念から、多  
くの国で所得控除から税額控除へと制度が改正さ  
れてきた。IMFのGFSでは「租税歳出」として記  
録することになっている<sup>11)</sup>。

(2) SSI基準で新たに射程に入る可能性がある  
給付・機関・制度

SSIでは、制度の実施「機関」に対して、収支の  
回答を求めている。SSIの中で②③の調査票がカ  
バーする費用範囲、言い換えれば費用の定義は、  
第19次調査と基本的には変わらない。また  
ESSPROSが社会保護支出として定義する範囲に  
準じている<sup>12)</sup>。前述のように、OECDが支出の三  
層構造を設定し公的な制度の周辺部分についても

カバーしているように、ESSPROSもSSIも同様に公的な制度だけに範囲を限定しているわけではない。SSIのマニュアルによると、調査対象機関は、給付を定期的に支給するすべての関係する公共・民間の機関であり、いくつかの基準を満たすものとされている<sup>13)</sup>。その中には、「法律で規定する義務の履行を委託された民間機関」が含まれている。発展途上国の間で近年普及したマイクロファイナディング<sup>14)</sup>などもこの範囲に入る。日本の場合、OECDの義務的私的社會支出に自動車賠償責任保険の給付を入れているように、主体は民間（企業でもNPOでも）であっても、そこに公的な関与があるものは、広くSSIでカバーされるべきものと考えられる。福祉や雇用促進の分野および貧困対策の分野で、基金の造成や補助金の支出によって実施されている政策についてはSSIの射程に入るものと考えられ、今後日本の集計においても機関や制度を精査しながら推計に入れていくことが求められる。

## 2. SNAとの整合性の向上にむけて

基本計画の作成段階においても、「各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上」という課題に関しては、とりわけ国際基準のうちSNAとの整合性向上について高い関心が寄せられた。その多くは、概して社会保障給付費をSNAに沿って作成すべきとの意見である。そしてその具体的な対処として、社会保障給付費が準拠する国際基準を従来のILO基準から、SNAとの整合性に配慮しているESSPROS基準へと変更すべきとの提言もある<sup>15)</sup>。

社会保障給付費とSNAの整合性の向上については、浜田（2003）による詳細把握を踏まえれば、幾つかある相違点を必ずしも一律には論じられない面があると考えられる。すなわち、両者の整合性が取れない部分には二つの種類があり、それぞれに応じた検討を行うべきと考えている。第一に、両者の統計体系、定義等性質の違いに由来す

る明確な根拠があり、解消不要なもの、第二にその根拠が不明瞭で、整合性をはかる可能性、必要性を検討すべきもの、とがある。このうち第二のものに関しては整合性をはかるべく改善を進める一方、第一の点については、両者の相違やその理由を正確に把握し、わかり易く説明できるように更なる精査に取り組んでいく必要がある。

研究所では、基本計画に示された課題について、平成21年度から速やかに検討に着手したところであるが、今後、社会保障給付費とSNAの整合性の在り方について精査を行う中で、まずは上記2つの種類（両者の相違に明確な根拠があるものとそうでないもの）の仕分けに向けた準備作業を行っている段階である。

以下では、現段階において、先行研究や各方面の検討状況等から明らかになっている論点等について若干の整理、紹介を行う。

### (1) 社会保障給付費とSNAの相違に関する具体例

社会保障給付費とSNAの具体的な相違点については、浜田（2003）が各制度ごとにその費用名まで詳細に整理をしている。この整理を参考に、両者の相違点に関する主な具体例を挙げてみる。

#### ①給付と負担がリンクした仕組の取扱い

明確な根拠にもとづく相違の一例が厚生年金基金等の公的年金の三階部分にあたる制度群の扱いである。浜田（2003）の整理によれば、SNAでは「給付と負担がリンクしないことを社会保障の要件としている。これは私的年金のような保険数理的なリンクがない、すなわち、積み立て方式によらずに、かつ市場収益率にも基づかない、何らかの再分配が行われる移転取引ということであり、新たに93SNAで盛り込まれたものである。」とされている。一方、社会保障給付費では給付と負担がリンクしないことは社会保障の要件ではない。そ

のため、厚生年金基金等の公的年金の三階部分は給付費の対象である。

ただし、上記のような給付と負担のリンクの有無に着目した考え方については、08SNAに向けた検討の中で、社会保障基金としての要件から外すべきではないかとの議論も出されており、例えば、後述する統計委員会国民経済計算部会財政・金融専門委員会における検討資料では該当性判断の要件には含まれていない。

## ②社会保障に関連する費用や負担の計上方法

SNAにおいては一般政府や家計、金融機関などの部門別に集計されており、例えば「一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」が示される一方で、福祉サービス費用の一部については、公立保育所は「個別的市場財・サービスの移転」に、私立保育所は「一般政府から対家計民間非営利団体への移転」に計上されるなど、別の集計表においても社会保障に関連する費用が計上されている。他方、負担面についても「社会保障負担の明細表」には社会保障基金のみが計上され、それ以外の政府部門(一般会計等)は別の集計表に計上されている。

このような集計整理については、むしろSNA独自の目的や用途に由来する面が大きいと考えられるが、一方、社会保障給付費は各年度の決算データに基づく全体集計を通じて、社会保障に関連する費用や負担の全体像を捉え、その規模や経年推移を示すことが主眼である。したがって、両者の集計の考え方や整理を無理に揃えることを目指すよりは、それぞれのユーザーがわかり易いように、両者の相互関係を明確に説明できる整理を提示していくことなども検討が必要と考えられる。

## (2) 08SNA改訂に向けての内閣府の動きと今後の連携強化

基本計画において、SNAとの整合性の向上に関

しては、作成部局である内閣府との連携を図ることが明記されている。

現在、SNAについては、統計委員会国民経済計算部会財政・金融専門委員会において、公的部門(一般政府、地方政府、社会保障基金)の分類基準の見直しが検討されている。委員会に提出された平成21年9月30日の資料1「公的部門の分類基準の見直しについて(前回7月31日委員会のご指摘事項を踏まえた対応案)」の中では、「2. 社会保障基金のOECD SOCXとの整合性」として「社会保障基金については、国際比較が可能であるOECDの社会支出統計での格付けとあわせてはどうか」との指摘を取り上げ、対応案の考え方が示されている。同資料では、SOCXの公的社会支出に入っているがSNA社会保障基金には入っていないものとして「日本製鉄八幡共済組合」を挙げるとともに、新たに社会保障基金に位置づけることを検討しているものとして「農業者年金基金旧年金勘定」と「石炭鉱業年金基金」を挙げている。後者の2つについてはSOCXの公的社会支出ではなく、義務的私的社會支出に分類されているものであるが、社会保障基金に入れることが提案されている。

なお、既に述べたように、社会保障給付費の【付録】では「公的社会支出」と「義務的私的社會支出」の「計」で国際比較をしているため、公的社会支出を基本として整理されてきた社会保障基金の範囲とは自ずと異なるものとなっている。ただし、社会保障基金の一部には、上記の通り、公的社会支出以外のものも含める方向で議論が進められていることから、あらためて両者の範囲の相違とその考え方についても、相互の十分な連携を通じて、明確に整理していくことが必要と考えられる。

このように、内閣府において08SNAに向けた検討が鋭意進められているところであり、当研究所としても、その動向を踏まえつつ、社会保障給付費に関する課題対応を進めることとしている。今



後とも、基本計画に定められた大きな方向性の下に、関係者が適切に連携した取り組みを進めることにより、両者の整合性を着実に向上させることが重要である。その上で、両者の集計の目的や使途、考え方に由来する相違など、無理に揃えることが適切ではないものについては、ユーザーに対するわかり易い整理を示しつつ、説明責任を果たすことが必要と考えられる。

### III おわりに

基本計画でも検討が求められた「各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上」については、関係者の協力も得つつ、できるだけ早期に検討を進め、社会保障給付費を基幹統計として整備するための条件整備を図る必要がある。

なかでも優先して取り組むべき課題の一つとして、SNAとの整合性を図るためにESSPROSに準拠した整備をすべきという考え方について、その妥当性や実現可能性を検討する必要がある。昨年 の第165号の動向において述べたように、ESSPROS基準の採用については、EU加盟国以外の諸国との比較ができないことや、日本が加盟国でないことに伴う情報面でのデメリットなどにも留意が必要であるが、さらに議論を深めるための具体的作業として、第一に、ESSPROSマニュアルにおけるSNAとの整合性に関する記述<sup>15)</sup>を確認し、第二に具体的にESSPROS参加国をとりあげて、ESSPROSとSNAとで、その公表値はどの程度異なるのか、確認してみることを考えている。

基本計画に掲げられた趣旨を斟酌すれば、本来は、主要な国際基準のいずれにも整合的な説明ができる、社会保障費用の総合統計とでもいうべき統計の整備を目指すことが求められるところである。しかしながら、基幹統計の整備に向けた限られた検討期間の中で、できる限りの情報収集と精査に努めつつ、費用データを提供する各制度所管

部局等との調整も図りながら、どこまでの対応が可能なのか、或いは、過去からの社会保障給付費としての集計結果との連続性・継続性をどのように考えるのかなど、踏まえるべき論点も多い。

前述の通り、現在の社会保障給付費は、ILO基準を基礎としつつOECD基準に基づく国際比較も対応可能な仕組となっているが、今後ともこのようなILO基準、あるいは本稿で紹介したSSIの公表に備えた対応を基本とするのか、それともESSPROSなどの別の基準を採用する方向で考えるのか、それぞれのメリット・デメリットを含めて、幅広い視点から早急に検討を深める必要がある。

#### 注

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所 (2009a), 同内容は社人研ホームページに全文掲載してある。
- 2) 国立社会保障・人口問題研究所は社会保障給付費のデータをOECD基準に組み替えてデータの提供をしているが、政策分野別で保健と積極的労働市場政策については、OECDの他の統計データベースで収集したものを計上している。『海外社会保障研究』No.157 (2006) 動向参照。
- 3) OECD基準の社会支出についての包括的な解説、国際比較分析は、OECD (2007), 勝又 (2008) を参照。
- 4) 三層構造は次の通りである。
  - ① Public (公的): 資金の管理が政府および社会保障基金である支出
  - ② Mandatory Private (義務的私的): 管理が非政府機関で、法的奨励もしくは強制をとる支出
  - ③ Voluntary Private (任意私的): 管理が非政府機関で義務化はされていない支出
- 5) SOCX データベースについては、[www.oecd.org/els/social/expenditure](http://www.oecd.org/els/social/expenditure) より OECD StatExtracts の統計総合サイトに入りダウンロード可能である。
- 6) 給付費の付録においてOECDの公的支出に加えて義務的私的支出についても加えた値を採用しているのは、義務的私的支出のうち厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、農業者年金基金については、ILO基準の社会保障給付費に由来から含まれていることを踏まえてのことである。
- 7) [http://www.ilo.org/pls/apex/f?p=109:3:0::NO::P3\\_SUBJECT:SOCSECURITY](http://www.ilo.org/pls/apex/f?p=109:3:0::NO::P3_SUBJECT:SOCSECURITY)
- 8) 2001年ILO総会は“Campaign on Social Security and

- Coverage for All”を採択した。
- 9) Project “Strengthening Social Protection in Southeast Europe”, funded by France under the auspices of the Social Cohesion Initiative (SCI) of the Stability Pact for South Eastern Europe, Krzysztof Hagemeyer (2005)
  - 10) アデマ (2001) 参照。
  - 11) 財務省財務総合政策研究所 (2002) p34
  - 12) EUROSTAT (1996) (2008)
  - 13) ILO (2005) p19
  - 14) 非営利で通常の金融システムのなかでは融資を受ける基準に達していない個人に対する融資を行う基金。非政府組織が主体となっている制度。バングラディッシュのグラミンバンクなど発展途上国では有効な制度として普及している。
  - 15) 基本計画の策定のための検討組織、統計委員会の基本計画部会の第2及び第3ワーキンググループにおいて平成19年度において議論された。第3ワーキンググループでは加藤委員が第6回で、第2ワーキンググループでは岩本委員が第6回で意見を述べている。
  - 16) ESSPROSはSNAと幅広く調和を図っているにも関わらず、いくつかの点で差異が残っていることがマニュアルに具体的に記されている。

#### 参考文献

- 勝又幸子 (2008) 「社会保障給付の国際比較－OECDのデータより－」『世界の労働』第58巻第4号財団法人ILO協会
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2006) 「国際比較からみた日本の社会支出－OECD SOCX 2006 Editionの更新－」『海外社会保障研究』第157号
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2008) 「社会保障費の国際比較統計－SOCX2008ed.の解説と国際基準の動向－」『海外社会保障研究』第165号
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2009a) 『平成19年度社会保障給付費』
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2009b) 「平成19年度社会保障費－解説と分析－」『季刊社会保障研究』第45巻第3号
- 財務省財務総合政策研究所 (2002) 「我が国の予算・財政システムの透明性―諸外国との比較の観点から―」
- 浜田浩児 (2003) 「ILO基準社会保障給付費との比較で見たSNA社会保障統計」『ESRI Discussion Paper Series』No. 49 内閣府経済社会総合研究所
- ヴェレム・アデマ (2001) 「純社会支出第二版」OECD労働

- 働市場・社会政策特別報告書第52号 (訳: 国立社会保障・人口問題研究所勝又幸子・山田篤裕、社人研ホームページよりダウンロード可)
- EUROSTAT (1996) ESSPROS Manual (国立社会保障・人口問題研究所訳 (1997) 『ESSPROSマニュアル1996年版』社人研ホームページよりダウンロード可)
- EUROSTAT (2008) ESSPROS Manual
- ILO (2005) Social Security Inquiry Manual (翻訳版は社人研ホームページに掲載)
- Krzysztof Hagemeyer from Social Security Department ILO (2005) The ILO Social Security Inquiry An Overview, Meeting on Social Indicators and Social Accounting Seoul, 8-9 May 2005
- OECD (2007) Social Expenditure 1980-2003 Interpretative Guide of SOCX

#### 本文中の略語一覧

- COFOG : Classification Of the Function Of Government (政府機能別分類)
- COSS : The Cost of Social Security (社会保障給付費 (第19次調査))
- ESSPROS : The European System of integrated Social PROtection Statistics (社会保護支出統計)
- EUROSTAT : Statistical Office of the European Communities (欧州統計局)
- GFS : Government Financial Statistics (政府財政統計)
- ILO : International Labour Organization (国際労働機構)
- IMF : International Monetary Fund (国際金融基金)
- OECD : Organization of Economic Cooperation and Development (経済協力開発機構)
- SNA : System of National Accounts (国民経済計算)
- SSI : Social Security Inquiry (社会保障調査)
- UNDP : United Nation Development Programme (国連開発計画)
- UNICEF : United Nations Children's Fund (国連児童基金)
- WB : World Bank (世界銀行)
- WHO : World Health Organization (国際保健機構)

(ひがし・しゅうじ 企画部長)  
 (かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長)  
 (よねやま・まさとし 企画部第1室長)  
 (たけざわ・じゅんこ 企画部研究員)